

大東市内企業業務成長伴走型支援業務委託仕様書

1. 業務名

大東市内企業業務成長伴走型支援業務

2. 目的

大東市内企業の、効果的・効率的な業務の遂行を妨げている問題点・課題点・改善点の方向性を明らかにし、市内企業の業務効率向上を図ることを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 事業費

2,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

5. 業務内容

(1) プログラム対象者の選定

市内企業の中から業務効率向上・生産性向上に取り組みたい企業を募集・選定（5社程度を想定）すること。プログラムを受講する対象者（選定企業）については本市と協議のうえ、決定すること。

(2) 業務効率向上・生産性向上に資するプログラムの構成と伴走型支援の実施

企業の強みと弱み、事業課題を明らかにした上で、事業課題の解決に迫る業務を選定し、業務プロセスを可視化することにより、解決の道筋が示されるプログラムとし、(1)で選定した企業に対し、①課題抽出 ②解決方法の提案 ③解決に向けた取組み までを伴走型でサポートすることで、それぞれの企業の課題に応じた業務効率向上・生産性向上の支援を行うこと。

なお、対象企業への支援方法については、訪問・打ち合わせ・ツールの導入・ワークショップなどを想定しているがこの限りではない。また、対面・オンライン等の手法については、選定企業の進捗状況や利便性等を考慮し、最も効果的かつ効率的に運営できる方法とすること。

(3) 伴走型支援後のさらなる支援（独自提案）

(2)の実施後、支援を受けた市内企業が、さらなる業務効率の向上や、イノベーション創出に取り組めるよう、提案者独自のプログラムを企画立案・実施すること。

例えば、(2)における「③解決に向けた取組み」を行うことで新たに明らかとなった課題に取り組む、改善・解決を目指す支援を行うプログラムや、企業の新商品開発・新サービス開発・販路拡大等の取組みにより売上拡大を目指す支援を行うプログラムを想定しているが、この限りではない。

また、プログラムの対象者については、(2)のプログラムを受講した企業は必ず対象とするものとするが、その他追加の対象者として、市内企業や市内商店、市内で創業・副業したいと考えている人などを加えてもよいものとする。

(4) 成果発表について

(2)(3)の実施後、プログラム受講者がその成果を公開の場においてプレゼンテーションできる機会を創出し、受講者の新たな挑戦を応援する機運を醸成するとともに、受講者同士の関係性を深め、さらなるイノベーションを起こすきっかけをつくるためのつながりの機会を創出する発表会を開催すること。

発表会の集客については、各プログラム受講者の発表内容に合った聴講者を、提案者独自のネットワークを活用し、30名以上の聴講者を集客するよう努めること。その際に集客ツール等が必要となる場合は提案者が作成し事業費に含むものとする。

(5) その他

【進捗管理の手法について】

書類、音声及び画像等を活用しながら事業に関する進捗管理の記録を行うとともに、本事業を実施する上で蓄積されたノウハウを書面にまとめること。なお、記録された書類、音声及び画像等について、中間報告と最終報告を本市に行うこと。

【会場について】

(2)(3)(4)に必要な会場については市が用意するものとし、提案する事業費には含まないものとする。

6. 報告及び検査

本市は、必要があると認めたときは、委託事業者に対して業務の履行状況やその他必要事項について、報告を求めることができる。また、委託業務に関する書類や物件等の検査を行うことができる。

7. その他

- (1) 別途作成する業務委託契約書およびこの仕様書に定めのない事項については、発注者と協議のうえ決定する。
- (2) 受注者は常に本市の連絡を受け取れる体制を整えるとともに、本市から打ち合わせ等の申し出があった場合は、誠実に対応すること。
- (3) 成果品及び本業務で作成されたデータ等の所有権、著作権、利用権は本市に帰属するものとする。
- (4) 委託業務の履行に対し、他の者が著作権等を有するものを使用し、問題が生じたときは、発注者の不利益が生じないように受注者の責任においてこれを処理すること。
- (5) 受注者は、業務の実施にあたり、関係法令、規則、通知などを遵守し、誠意をもって遂行に努めること。
- (6) 本業務の実施に当たり、受注者は個人情報の保護に努めるものとし、発注者やその他の官公署から得た資料及び調査によって得た情報の取扱いについては、漏洩や濫用がないように最大限の注意を払わなければならない。受注者は本業務により知り得た情報について、その一切を他に漏らしてはならない。個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」によるものとする。
- (7) 本業務の実施に当たり、受注者は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）及び関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針を遵守すること。

- (8) 受注者は、本業務に従事する者に対し、基本的人権について正しい認識をもって本業務を遂行できるよう、本市が実施する啓発行事への参加の促進や、受注者において人権研修を実施するなど、人権啓発の促進に努めるものとする。
- (9) 本業務の実施に当たり、受注者は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第八章および職場におけるパワーハラスメントに関して雇用管理上講ずべき措置等に関する指針を遵守すること。
- (10) 本仕様書に記載なき事項および疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行うものとする。